⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　施工実績　平成12年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。

なお、求める実績に対して提出できる施工実績は各々１件とする。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書（案）の写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。)

①　単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者

求める実績

架設桁架設工法により架設した最大支間長30m以上あるＰＣ橋の工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績

架設桁架設工法により架設したＰＣ橋の工事

⑸　特定建設共同企業体を構成する場合は、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可の営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

③　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。また、代表者は等級の異なる者の間では上位等級の者とし、同一の等級の者の間では、構成員において決定された者とする。

⑹　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺　１⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑼　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、企業の施工実績と簡易な施工計画の技術提案（改善提案）などから付与する技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、入札説明書による。

⑵　評価項目及び評価指標

⑺　企業の評価について

評価項目　①　企業体制　品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況

評価指標　ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の認証状況

優：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の両方の認証取得済

良：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001のいずれかの認証取得済

可：両方とも未取得

評価項目　②　企業の施工実績⑴　平成17年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された工事の施工実績

評価指標　最大支間長40m以上あるプレキャスト桁橋の施工実績

有：施工実績有り

無：施工実績無し

評価項目　③　企業の施工実績⑵　平成17年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された工事の施工実績

評価指標　プレキャスト板と場所打ち床版により合成床版を構築する橋梁工事の施工実績

有：施工実績有り

無：施工実績無し

・評価項目に関する証拠書類の写しを総合評価資料に併せて提出すること。

・共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。(乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを総合評価資料に併せて提出すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。)

・ＮＥＸＣＯ以外の施工実績は、国、地方公共団体、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人であること。

・共同企業体を構成する場合は、構成員のいずれか１者が該当すれば評価する。

⑴　簡易な施工計画の評価について

評価項目　大項目　④　工事目的物の性能・機能に関する事項

中項目　性能・機能

小項目　品質管理

評価指標　コンクリートの品質向上対策について、期待できる効果を含めて記述する。※コンクリート配合の変更又は添加剤の追加等が伴う材料自体の変更についての技術提案は不採用とする。

評価項目　大項目　⑤社会的要請に関する事項

中項目　特別な安全対策

小項目　安全対策

評価指標　高所作業における現場従事者及び第三者に対する効果的な安全対策について、期待できる効果を含めて記述する。

技術提案は、評価項目毎に２提案以内とし、３提案以上の場合は、不採用とする。技術提案が１提案もない場合は不適格とする。なお、技術提案の枚数は、提案数に係わらず説明図面及び写真等を含み評価項目ごとにＡ４版片面２枚以内とし、全体でＡ４版片面４枚以内とし、規定枚数を超えた場合は不採用とする。

提案は、１施工技術を用いた内容で１提案とする。ただし、複数提案を組み合わせなければ効果を発揮できないなど、一体不可分の内容となっていると発注者が判断したものは、１提案とみなす。

ただし、提案を組み合わせることにより、より効果が発揮される場合であっても、複数提案と発注者が判断したものは、不採用とする。

以下の例のような提案は複数提案とみなし、全て不採用とする。

【複数提案とみなす例】

技術提案：○○による作業従事者の安全対策

実施方法等：●●を設置する。

▲▲を実施する。

■■を配置する。

それぞれが独立した施工内容で、一体不可分でなく、１提案内に複数提案がある。

※交通保安要員の追加配置と発注者が判断したものは不採用とする。

※車線規制に用いる規制材の追加・変更と発注者が判断したものは不採用とする。

※技術提案の実施において第三者協議が必要と発注者が判断したものは不採用とする。

※技術提案のうち、過度に費用がかかると発注者が判断したものは不採用とする。

技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

優　技術提案が適切であり、優れた工夫がみられる。

良　技術提案が適切であり、工夫がみられる。

可　技術提案が適切であるが、標準的である。

不可（不採用）　技術提案が求めた内容に合致していない、若しくは、提案内容が不適切である。